

第2号議案

足利佐野都市計画道路の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

令和7（2025）年10月22日

栃木県都市計画審議会会長 大 森 宣 暁

都政第109号

令和7（2025）年10月15日

栃木県都市計画審議会

会長 大 森 宣 暁 様

栃木県知事 福 田 富 一

足利佐野都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

足利佐野都市計画道路の変更（栃木県決定）

都市計画道路中 3・4・1 号前橋水戸線を次のように変更する。

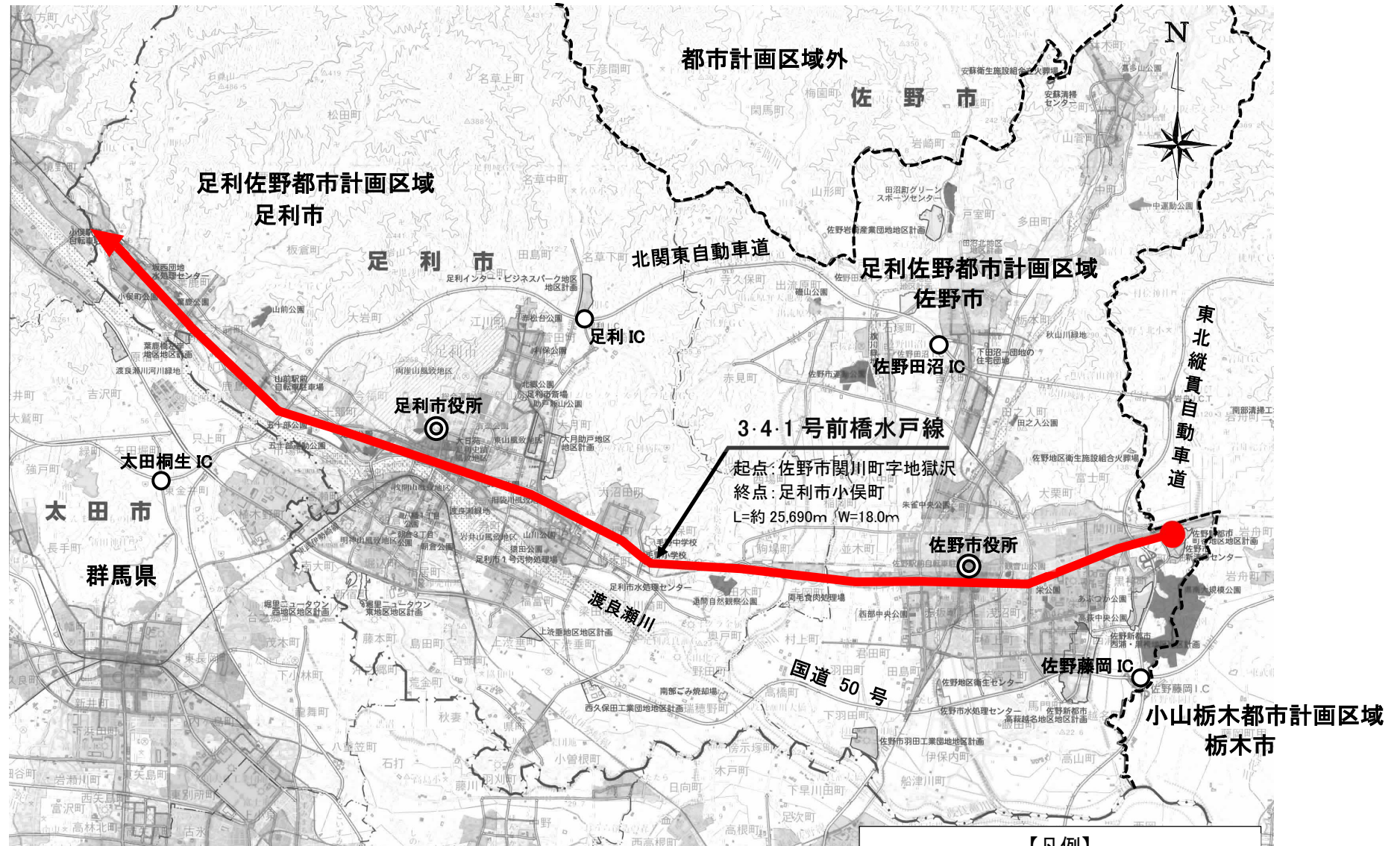
種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・1	前橋水戸線	佐野市 関川町 字地獄沢	足利市 小俣町	足利市 永楽町	約 25,690m	地表式	2車線	18.0m	JR両毛線と立体交差 東武鉄道佐野線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 2箇所 幹線街路3・4・2号黒袴迫間線 と立体交差 幹線街路と平面交差30箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

佐野市大橋町及び免鳥町地内における、沿線の土地利用、交通の状況を勘案し、本案のように変更するものである

足利佐野都市計画道路の変更について



縮尺 1 : 120,000

【凡例】	
都市計画区域界	-----
県境	—●—